



平成 19 年 11 月 6 日

特定非営利活動法人  
京都消費者契約ネットワーク 御中

株式会社NTTドコモ関西

貴 NPO 法人殿より頂戴いたしました、平成 19 年 10 月 18 日付「照会書」に対して、弊社の取り扱いについて、以下のとおり回答させていただきます。

なお、同書において、弊社からの回答内容をホームページにおいて公表される旨の記載があります点についてですが、弊社といたしましては、本照会の目的を鑑み回答させていただきますが、今後弊社の運用の変更があった場合等に無用の混乱を生ぜしめたりすることなども懸念されますので、本回答の取扱いにつきまして、十分ご配慮いただきたいと思いますと考えております。

株NTTドコモ関西 お客様相談室 小川(カ)リ 吉識(ヨシ)キ 電話 06-6457-8989 平日 10:00~20:00
----------------------------------------------------------------------------

## 「ひとりでも割50」の契約に関する回答について

ファミ割 MAX50・ひとりでも割 50 については、2年間の継続利用をお約束いただいたうえで、携帯電話サービスの基本使用料を半額にするという割引制度でございますが、継続利用期間中に解約や利用休止される場合の解約金は、本割引制度による加入から解約までの基本使用料の割引額、割引加入時、解約時にかかるコスト、稼働費用、システム運用費等を考慮して設定しております。

例えば、最も安価なタイプ S S（基本使用料 3,780 円（税込み））を 1ヶ月目で解約された場合でも、上記を考慮すると、9,975 円を上回る費用が発生することから、解約時期・料金プランに関わらず、9,975 円に設定しており、また、この解約金についてはお客様への周知を徹底しております。